

議案第4号平成27年度大崎市一般会計予算に対する附帯決議

上記附帯決議案を別紙のとおり提出いたします。

平成27年3月4日

平成27年度予算特別委員長 佐藤 勝 様

提出者 平成27年度予算特別委員 門間 忠

議案第4号平成27年度大崎市一般会計予算に対する附帯決議

大崎市民病院事業を除く本市の職員状況は、合併時の平成18年4月時点の1,358人を最多として、行政改革大綱における集中改革プランと連動した定員適正化計画により9年間で400人削減し、平成27年4月には類似団体とほぼ同数の958人となる。

しかし、急激な職員の削減は、地方分権による自治体事務と行政需要が増加する状況の中にあつて、行政サービス水準の維持向上のために、臨時、非常勤職員を多く雇用するところとなり、平成26年度は968人の臨時、非常勤職員の採用があり、平成27年度も同様の職員体制となる。

全国における自治体の臨時、非常勤職員の増加は、今や自治体職員全体の3分の1となり70万人にも上るが、本市では事務補助144人のほか、保育士246人、教員・語学補助53人、労務職204人、その他、各種相談員、図書館職員、公民館職員等321人で、臨時、非常勤職員数は、正規職員数を上回る状況となっている。

その多くの職員が通常業務についているが、それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務に当たっているのが現実である。

自治体の臨時、非常勤職員には、パートタイム労働法や改正労働契約法などが適用されないなど、処遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、労働法制と地方公務員制度の法の谷間に置かれた存在となっている現実があるが、地方公務員制度が正規職員数以上の臨時、非常勤職員数による自治体運営を予想していたものとは考えられない。

よって、パートタイム労働法の趣旨を十分に踏まえて、臨時、非常勤職員の処遇改善を図ることを強く求めるものである。

以上決議する。

平成 年 月 日

大崎市議会